

事 務 連 絡

令和 2 年 7 月 3 1 日

令和 2 年 7 月 豪雨

被災都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）

令和 2 年 7 月 豪雨により被災した住家の写真の撮影・保存について

罹災証明書の交付のために実施する住家の被害認定調査（以下「調査」という。）の実施にあたっては、これまでも「住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について」（令和 2 年 7 月 5 日事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当））により、被災者や調査を実施する市町村において、被災状況の写真の撮影・保存をお願いしてきたところですが、本年 7 月 30 日開催の「令和 2 年（2020 年）7 月豪雨非常災害対策本部第 12 回本部会議」において、武田防災担当大臣より、半壊世帯の一部にも被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給対象を拡大する方向で検討等を進める旨の発言があり、制度の具体的な内容は今後の検討となりますが、令和 2 年 7 月豪雨の被災世帯も支給の対象とする方向で検討を進めています。その場合、対象となる世帯は、半壊の中でも被害の程度が大きい（損害割合が高い）世帯とする方向で検討していますが、同災害の被災世帯では、既に調査が終了している場合が多いと考えられることから、改めて調査を実施するのではなく、暫定的な措置として、支援金の申請手続の中で、浸水深と住家内外の写真を活用して支給対象であるか否かを判定することとすることが想定されます。

つきましては、今般の災害で被災者生活再建支援法が適用される市町村に対して、改めて調査段階での写真撮影・保存を求めるとともに、同市町村に対して、被災世帯に改めて別添チラシ等を活用して写真撮影・保存の周知を徹底するよう通知願います。なお、被災世帯におかれましては、写真撮影後に補修等を開始していただいても構いませんので、念のため申し添えます。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付 辻野、佐藤、安田

Tel 03-3503-9394 Fax 03-3502-6034

住まいが被害を受けたとき 最初にする事

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援も受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

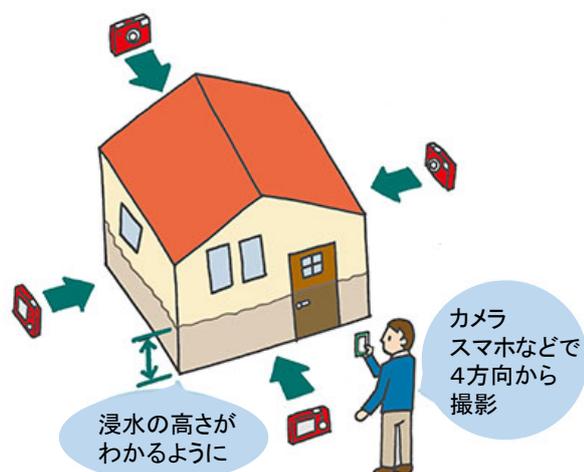
家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。

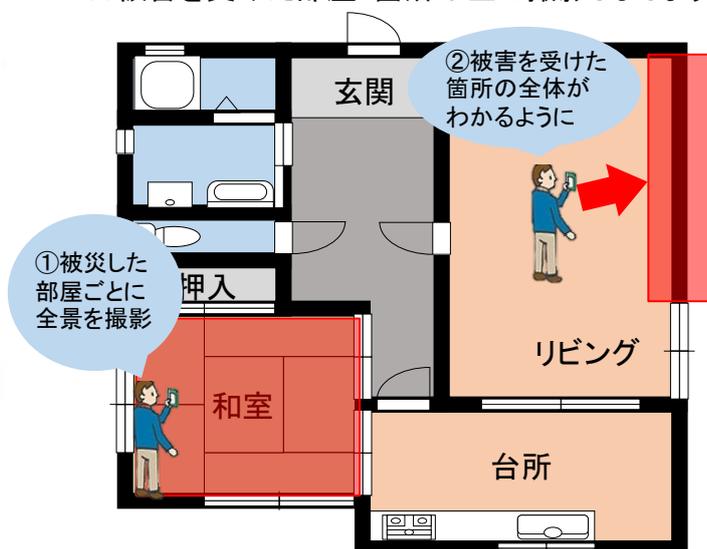
＜想定される撮影箇所＞

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

＜イメージ図＞



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



事務連絡
令和2年7月5日

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について

罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であり、これを迅速に交付するためには、速やかに被害認定調査を実施する必要があります。

被災した住家の調査・判定に必要な事項については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」等（以下、「手引き等」という。）により示しているところですが、判定の適切な実施や、個々の災害ごとに様々な支援制度が設けられ、その判定にも被害認定調査の資料の活用が期待されていることから、住家の被害認定調査にあたっては、下記の点に留意するよう、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

記

1. 被災者自身による写真撮影の協力依頼及びその撮影時の留意事項について

被災者が各種被災者支援を受けるためには、罹災証明書の交付を受ける必要があります。その前提として市町村職員が住家の被害認定調査を行います。その前に建物の除去や被害箇所がわからないような修理、片付け等をしてしまうと調査が困難となるため、あらかじめ、可能な限り被災者が被害状況について写真撮影を実施し、保存しておいていただくよう広報の徹底をお願いいたします。

なお、被災した住家の写真撮影に係る広報用のチラシについて、別添のとおり作成しておりますので、適宜ご活用ください。

2. 調査員による住家の被害認定調査に係る写真撮影について

被災した住家の調査・判定にあたっては、判定根拠として、損傷箇所の写真撮影が重要となります。この写真は、被災者から再調査依頼があった場合、依頼

の内容を精査する際の根拠資料にも活用されるため、十分な枚数を撮影するようお願いいたします。

なお、撮影に当たっては、手引き等とあわせて、下記の点に留意の上、撮影していただきますようお願いいたします。

<撮影上の留意点>

※枚数は最低限の数であり、これ以上の撮影枚数になっても構いません。

✓被害箇所は漏れなく撮影するよう留意してください。

✓被害が客観的に良くわかるよう、下記の手順を参考に各部位の撮影を実施してください。

- ① 建物の全景写真は可能な限り周囲4面を撮影（4枚）
- ② 浸水被害等がある場合、メジャー等をあてて全体を写した遠景と目盛りが読み取れる近景を撮影（2枚）
- ③ 水害における外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していると判断した場合には、その内容が分かる写真も別途撮影（2枚）
- ④ 建物の傾斜角を撮影する場合、建物4隅の測定結果を撮影（4枚）
- ⑤ 室内を撮影する場合、被災した部屋ごとの全景写真を撮影（複数枚）
- ⑥ 被害箇所の面積割合が分かるよう、被害箇所も含む見切り範囲を撮影（複数枚）
- ⑦ 被害程度が分かるよう、被害箇所のクローズアップ写真を撮影（複数枚）

✓指さし確認による撮影も、後で写真を見たときに何を撮影しているのかを理解する上で有効です。

✓室外で撮影する場合、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。

✓室内で撮影する場合、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。

✓撮影した写真データは、調査票とあわせて整理する必要があります。データ整理を容易にするため、カメラの日時設定は正確にしておき、写真に撮影日時の記録を残しておくとういでしょう。

✓最初に撮影する箇所と撮影の順序をあらかじめ定めておくとう整理が容易になります（調査票の調査番号部分から撮影するなど等）。また、定められた撮影方法は、整理を円滑に行うためにも遵守してください。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付 辻野、佐藤、安田

Tel 03-3503-9394 Fax 03-3502-6034